

THỊ THỰC — VISAS

11 APR 2001
NARITA

再入陸許可
15 MAY 2021
NARITA (1)
入国審査官-日本国
0323

THỊ THỰC — VISAS

別記第三十一号の四様式(第七条,第二十条,第四十四条関係)

日本国政府法務省

指 定 書

DESIGNATION

氏名
Name

NGUYEN QUANG QUAN

国籍・地域
Nationality/Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の
特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号
に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関
及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称: 株式会社クサノ

所在地: 東京都練馬区豊玉中二丁目22番1号

・特定産業分野: 建設

(参考)

従事する業務区分は、建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)とする。



日本国法務大臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT